

【提案3】廃棄物処理法に基づき処理できる「廃棄物」の範囲の明確化

●提案に至った経緯

松山市では、家庭から排出されたスチール缶から放射線が検出されるという事案が生じたが、この放射性物質は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）で規制されるレベルのものであったことから、原子力規制庁の指導の下、放射性物質を特定し、放射性物質の専門事業者である（公社）日本アイソトープ協会へ輸送の上、保管するに至るまで、適切に対処したところである。

しかし、関係各所との連絡調整に約1か月半の労力を要するとともに、輸送や保管料等に合計200万円を超える処理費用が生じるなど、その負担は大きいものであった。

また一般に、廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づいて適正に処理を行うが、この法律における「廃棄物」からは、「放射性物質及びこれによって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）」が除かれているため、仮に放射線障害防止法等の関係法令で規制されないレベルの放射性物質等（例：ラドン温泉器）が、家庭から排出された場合や公共工事で発見された場合は、地方公共団体としての対応が明確になっていない。

そこで、松山市では、上記事案を受けて、

- ①放射性物質及びこれを使用した機器等について製造者、販売者、使用者が特定できる措置を講じること。
- ②生産者責任において生産者が放射性物資を回収できるルールを確立すること。
- ③放射性物質が発見された場合の対応方法を明確にすること。
- ④放射性物質の対応に要した費用について財政的支援をすること。
- ⑤関係法令で規制されないレベルの放射性物質及びこれによって汚染された物について法整備すること。

の5点について全国市長会を通じて国に要望することとしているが、特に③及び⑤に関連して、次のような理由により、廃掃法第2条第1項の「放射性物質及びこれによって汚染された物」の範囲の特定、すなわち「廃棄物」の範囲の明確化を求めるものである。

●廃掃法における「廃棄物」の範囲

廃掃法第2条第1項の「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く」について、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課基準係に確認したところ、当該規定は低レベルの放射性物質をも除く趣旨であることから、低レベルであっても放射性物質等は、廃掃法上の廃棄物とはならない旨の見解が示された。

●放射性物質に対する法令による規制

一方、放射性物質は、「放射性同位元素」と「核燃料物質、核原料物質」に大別され、これらのうち一定の量や濃度を超えるものについては、「放射線障害防止法」、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、東日本大震災関連の特別法（以下これらを「放射性物質関係法令」という。）によってその取扱いが規制されているが、放射性物質関係法

令で規制されない低レベルの放射性物質等については、その取扱いが明確になっていない。この点につき、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課事故対策室に確認するも、放射性物質関係法令に規制されない放射性物質等については管轄外とのことであった。

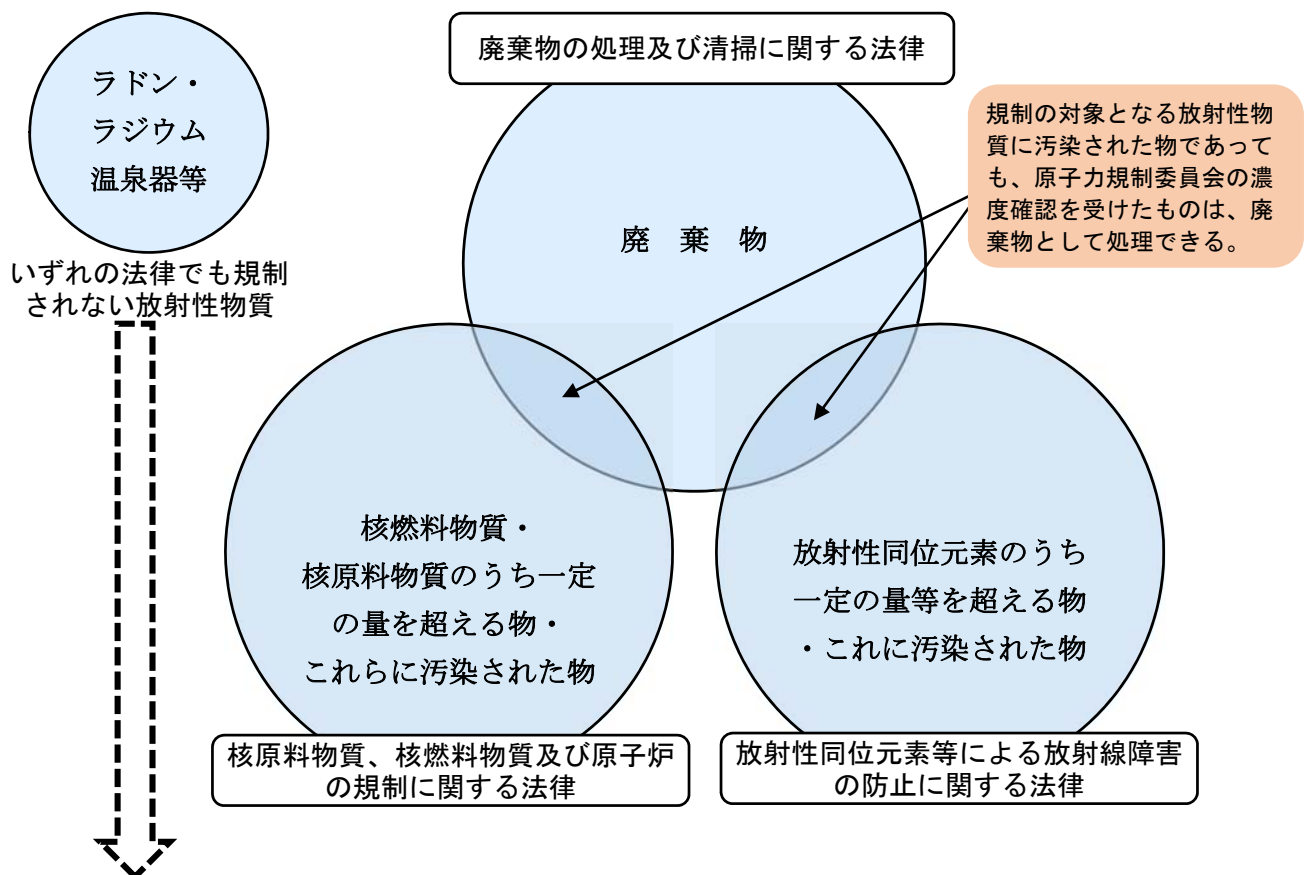
●具体的な支障

したがって、放射性物質等のうち、一定の量や濃度を超えないもの（例：ラドン温泉器）については、そもそも放射性物質関係法令では規制されず、かといって廃掃法上の廃棄物にも当たらないため、市民から処理方法について問合せがあっても、適切な助言をすることができず、苦情が寄せられている。

また、適切な処理方法が周知されていないことにより、市町村等に相談なく低レベル放射性物質等が排出されることも想定されるが、市町村はそれを処理することができないことから、市町村の負担で保管せざるを得ない。

このように、低レベルの放射性物質等の取扱いが不明確なままでは、苦情処理や無断排出が増加することによって、事務効率の低下や行政コストの増加を招く。

<イメージ図>



特別な規制を必要とする物でないにもかかわらず、廃棄物として処理できないことから、住民はゴミとして排出することができず、仮に排出されたとしても市町村は処理することができない。

●廃掃法第2条第1項の「放射性物質及びこれによって汚染された物」の範囲の特定

⇒「廃棄物」の範囲の明確化

上記の支障を解消するためには、放射性物質関係法令で規制されない放射性物質等の取扱いを明確にする必要があるが、放射性物質関係法令で規制される放射性物質によって汚染された物（放射性汚染物）であっても、原子力規制委員会等で濃度確認を受ければ放射性汚染物でないもの、すなわち廃棄物として処理できるものとして取り扱うことができる（放射線障害防止法第33条の2等）ことに鑑みると、そもそも放射性物質関係法令によって規制されないレベルの放射性物質等は、そのまま廃棄物として処理しても、環境衛生上の支障は生じないと考えられる。

したがって、廃掃法第2条第1項の「放射性物質及びこれに汚染された物」の範囲を「放射性物質関係法令によって規制される放射性物質及びこれに汚染された物」と特定（限定）することにより、放射性物質関係法令で規制されないレベルの放射性物質等が廃掃法上の廃棄物の範囲に含まれることを明確にされたい。

そうすれば、松山市は低レベル放射性物質を廃棄物として処理するとともに、市民に適切な処理方法を周知することができる。また、その結果として、市民の利便性が向上するとともに、苦情による事務効率の低下や保管に伴う行政コストの増加を防ぐことができる。

なお、低レベルの放射性物質等を、直ちに廃棄物として扱うことが適当でないのであれば、放射性物質関係法令の規定の整備を図るなどして、その取扱方法を明確にされたい。

【関係法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
 - 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
 - 二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。))を除く。)
- 5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 6 略

原子力基本法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

（定義）

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。
- 二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定めるものをいう。

三 「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。

四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。

五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

(核原料物質の管理)

第十条 核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲受及び精錬は、別に法律で定めるところにより、政府の指定する者に限つてこれを行わしめるものとする。

(核燃料物質に関する規制)

第十二条 核燃料物質を生産し、輸入し、輸出し、所有し、所持し、譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

(放射線による障害の防止措置)

第二十条 放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

(放射能濃度についての確認等)

第六十一条の二 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところによりあらかじめ原子力規制委員会の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員

会に提出しなければならない。

- 3 第一項の規定により原子力規制委員会の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物(以下「放射性汚染物」という。)の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

- 2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(機器に装備されているこれらのものを含む。)で政令で定めるものをいう。

（略）

（放射能濃度についての確認等）

第三十三条の二 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射性汚染物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録濃度確認機関」という。)の確認(以下「濃度確認」という。)を受けることができる。

- 2 濃度確認を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところによりあらかじめ原子力規制委員会の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、その濃度確認を受けようとする物に含まれる放射線を放出する同位元素の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員会又は登録濃度確認機関に提出しなければならない。

- 3 濃度確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の政令で定める法令の適用については、放射性汚染物でないものとして取り扱うものとする。